

令和2年3月18日

各関係団体の長 様

健康福祉局長
(薬務課)

覚醒剤原料の取扱いについて (通知)

このことについて、令和2年3月11日付け薬生監麻発 0311 第2号により厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長から別紙のとおり通知がありました。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号。以下「改正法」という。)の施行期日を定める政令(令和2年政令第39号)が令和2年3月11日付けで公布され、令和2年4月1日から、改正法第4条の規定が施行されます。

この改正により、医薬品である覚醒剤原料の取扱いが変わることに伴い、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課が、改正内容を反映した別添の手引きを作成しているため、貴会(組合)員に周知してください。

なお、この手引き及び各種様式については、広島県ホームページにも掲載しています。

【添付資料】

- ・令和2年3月11日付け薬生監麻発 0311 第2号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知
- ・「覚醒剤原料取扱者における覚醒剤原料取扱いの手引き」
- ・各種様式(覚醒剤原料取扱者)
- ・「病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局における覚醒剤原料取扱いの手引き」
- ・各種様式(病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局)

【広島県ホームページ】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/kakugenkaisei.html>

担当 麻薬グループ
電話 無線 7-99-3221
(担当者 平本)